

犯罪被害者の遺児などに愛の手を

当基金は、犯罪被害者の遺児などに幼稚園（3歳以上の保育園児を含む）入園時から大学（大学院を含む）卒業時まで奨学金等を給与する事業を行っております。何の責任も落ち度もないのに凶悪犯罪によって不運な境遇に突き落とされた遺児たちが、等しく教育を受ける権利を安んじて享受できますよう、皆様の温かいご支援をお願いいたします。

寄附金応募の方法

●振り込んでいただく場合

銀行名 ゆうちょ銀行

口座番号 00120-4-37666

※他の銀行から振り込まれる場合

〇一九(ゼロイチキユウ)店 当座 0037666

口座名義 公益財団法人犯罪被害救援基金

ゆうちょ銀行から振り込んでいただく場合、当基金へご連絡いただきましたら振込手数料のご負担をいただかない専用の振込用紙を郵送いたします。

●「ふれあいの箱」(募金箱)に寄附していただく場合

各警察署など、警察施設の窓口に置いてある「ふれあいの箱」に募金をお願いします。

●郵便にてご寄附いただく場合

直接当基金へ郵送してください。

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-6 平河町共済ビル内

公益財団法人犯罪被害救援基金

TEL 03-5226-1020

●寄附金は課税優遇措置の対象です。

当基金は、公益財団法人として内閣総理大臣から認定を受けており、当基金に対する寄附金については税制上の優遇措置が受けられます。



通り魔犯罪の被害者の遺児などに愛の手を



「ふれあいの箱」